

◆千曲市食育推進計画(第4次)策定について

1. 計画の位置づけ・期間

- ・食育基本法第18条1項に基づく市町村食育推進計画として、市の食育に関する基本的な事項を定める。
- ・国の「食育推進基本計画」、県の「長野県食育推進計画」、市の「健康（ヘルス）アップ千曲21」の関連計画と整合性を図る。
- ・計画期間は、令和9年度から令和13年度までの5年間とする。
※第4次計画は7年度策定予定だったが、市総合計画に合わせて1年延長。

2. スケジュール

日 付	内 容
R8.1～4	担当課準備
R8.5	部長会議 報告(スケジュール等)
R8.5	第1回千曲市食育計画策定委員会
R8.6	社会文教常任委員会 報告(スケジュール等)
R8.7	第2回千曲市食育計画策定委員会
R8.9	策定委員 素案をメールにて確認
R8.10	健康づくり推進協議会 意見聴取
R8.11	部長会議 報告(素案・スケジュール)
R8.12	社会文教常任委員会 報告(素案・スケジュール)
R8.12～R9.1	パブリックコメント実施
R9.1	パブリックコメント結果の素案への反映・計画案の修正
R9.1	第3回千曲市食育計画策定委員会【計画案の最終検討】
R9.2	部長会議 報告
R9.2	市長決裁
R9.3	社会文教常任委員会 報告
社会文教常任委員会報告修了後	公表
R9.4	市報4月号・ホームページで周知